

令和元年台風19号被災中小企業支援事業（自治体連携型補助金）について

台風19号で被害を受けた中小企業等が行う事業再建に要する費用の一部を補助します。

<目的>

災害によって被害を受けた中小企業・小規模事業者等が商工会または商工会議所の支援を受けて行う、事業の復旧・再建に向けた取組みを支援することによって、地域経済の早期復旧を図ることを目的とします。

<補助金の概要>

1. 募集期間

令和元年12月23日（月）から令和2年1月24日（金）

※本公募では、令和2年3月末までに事業が完了する事業者を対象とします。事業の完了が、4月以降になる事業者に対する公募については、追ってお知らせします。

2. 補助対象者

令和元年台風第19号による災害によって自社の事業用資産に直接的な被害を受けた、県内の中小企業・小規模事業者等。

※ただし、補助対象経費が150万円以下の小規模事業者については、国が実施する「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）」の活用が可能なため、本補助金の対象外となります。

3. 補助対象経費

機械装置等費、事業に要する車両購入費、設備廃棄等費、修繕費等

4. 補助上限額

3,000万円

5. 補助率

4分の3以内

※ただし、補助対象経費が150万円以下の部分については、3分の2以内

6. 申請先

補助事業を行おうとする事業所が所在する地域の商工会または商工会議所

【公募要領】

群馬県ホームページ https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00037.html

※公募要領は上記ウェブサイトからダウンロードできます。

【本件に関するお問い合わせ先】

太田商工会議所 中小企業相談所 電話：0276-45-2121